

再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

平成15年10月9日
経 済 産 業 省

《前提》

．個々の特定事業者の再商品化義務量は、ガラス製容器（無色、茶色及びその他の色）、飲料又はしょうゆ用のPETボトル（以下「PETボトル」という。）、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の6種類の「特定分別基準適合物」ごとに、以下の2段階の方法により算定される。

【第一段階】

業種ごとの再商品化義務量（A）を算定する。 → 「1．」参照

…主務省令や、主務大臣が定める数値等により、機械的に算出される。

【第二段階】

個々の特定事業者の再商品化義務量を算定する。 → 「2．」参照

…業種ごとの再商品化義務量（A）（主務大臣が公表）に、自らの排出見込量（B）の、当該業種全体の排出見込量（C）（主務大臣が公表）に占める割合を乗じることにより、各特定事業者が自ら算出する。 ……（ $A \times B/C$ ）

．本資料中に示す具体的な量、比率等は、

- ・ 「容器包装利用・製造等実態調査」（総務省承認統計調査。以下「実態調査」という。）
- ・ 「容器包装廃棄物分類調査」（以下「分類調査」という。）

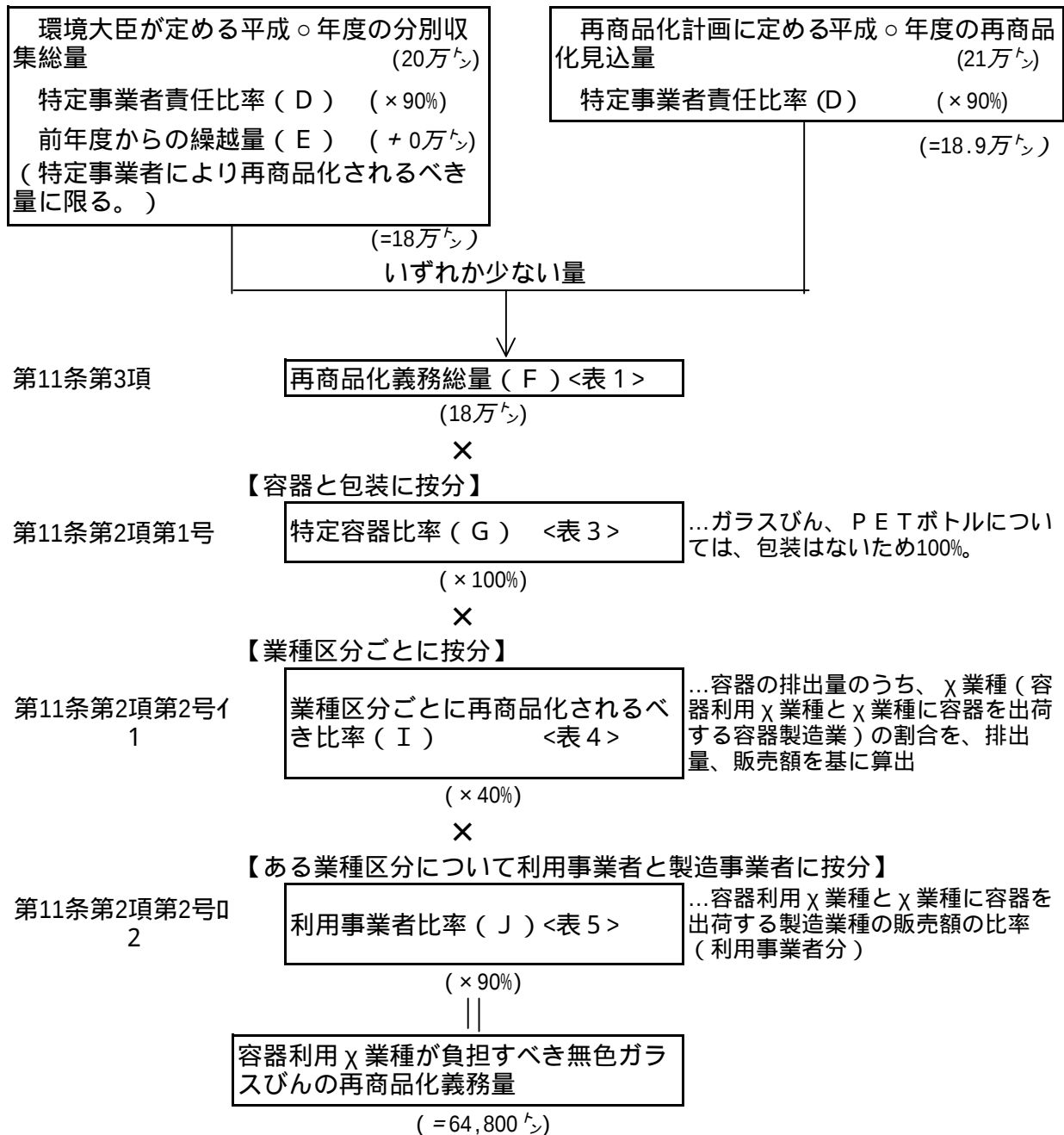
の2つの基礎調査によって得られたデータ等を基に設定した。

1. 業種区分ごとの再商品化義務量の算定【第一段階】

(1) 業種の区分ごとの再商品化義務量(A)の算定方法

業種の区分ごとの再商品化義務量は、各年度ごとに以下のように算定される。

(以下、モデルケースとして、平成○年度において、 χ という特定容器利用事業の業種が負うべき特定分別基準適合物(無色のガラスびん等)についての再商品化義務量を算出。なお、数値はいずれも説明の便宜のためのものである。)



1: 排出量は販売額の比率で補正

2: 容器製造事業者については、 χ が(1 - χ)の比率に置き換わる。

(2) 再商品化計画及び分別収集計画

< 再商品化計画 (再商品化見込量) >

(単位 : 千トン)

業種の区分	H 1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
ガラスびん (無色)	2 7 0	2 7 0	2 7 0	2 7 0	2 7 0
ガラスびん (茶色)	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
ガラスびん (その他の色)	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0
P E T ボトル	2 9 2	3 1 1	3 1 5	3 1 7	3 1 9
紙製容器包装	3 1 3	5 0 5	5 0 5	5 0 5	5 0 5
プラスチック製容器包装	5 9 1	6 5 5	7 7 6	8 3 5	8 9 2

< 分別収集計画量 >

(単位 : 千トン)

業種の区分	H 1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
ガラスびん (無色)	4 3 1	4 4 2	4 5 1	4 6 0	4 6 7
ガラスびん (茶色)	3 7 2	3 8 1	3 8 7	3 9 5	4 0 1
ガラスびん (その他の色)	1 9 8	2 0 3	2 0 6	2 1 0	2 1 4
P E T ボトル	2 1 4	2 2 9	2 4 3	2 5 9	2 7 3
紙製容器包装	1 4 8	1 6 5	1 9 0	2 0 7	2 2 2
プラスチック製容器包装	4 8 7	6 2 9	7 5 7	8 5 9	9 2 2

(3) 特定事業者責任比率 (D) 及び再商品化義務総量 (F)

特定事業者責任比率 (D) 及び平成 1 6 年度の再商品化義務総量 (F) は、以下のとおり設定した。

< 表 1 >

特定分別基準適合物	H16年度の分別収集見込総量(ア)	H16年度の再商品化見込総量(イ)	(ア)、(イ)のうちいずれか少ない量を基礎として算出した量	特定事業者責任比率 (D)	H16年度の再商品化義務総量 (F)
	千トン	千トン	千トン	%	万kg
1.ガラスびん (無色)	442 (431)	270 (270)	270 (270)	92 (90)	24,840 (24,300)
2.ガラスびん (茶色)	381 (372)	200 (200)	200 (200)	81 (82)	16,200 (16,400)
3.ガラスびん (その他の色)	203 (197)	160 (160)	160 (160)	88 (88)	14,080 (14,080)
4. P E T ボトル	229 (214)	311 (292)	229 (214)	100 (100)	22,900 (21,400)
5.紙製容器包装	165 (148)	505 (313)	79(*) (71(*))	92 (92)	7,268 (6,532)
6.プラスチック製容器包装	629 (487)	655 (591)	629 (487)	92 (91)	57,868 (44,317)

(*) ; 分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理量を差し引いた量
下段 ; () 内は平成 1 5 年度の公表数値

なお、小規模企業担当分は市町村負担分となる。

< 表 2 >

特定分別基準適合物	小規模企業担当分の比率	
1.ガラスびん (無色)	8%	(10%)
2.ガラスびん (茶色)	19%	(18%)
3.ガラスびん (その他の色)	12%	(12%)
4. P E T ボトル	0%	(0%)
5.紙製容器包装	8%	(8%)
6.プラスチック製容器包装	8%	(9%)

() 内は平成 1 5 年度の公表数値

(4) 特定容器比率 (G)

特定容器比率 (G) は、以下のとおり設定した。

なお、ガラス製容器及び P E T ボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は 1 0 0 % とする。

< 表 3 >

特定分別基準適合物	容器比率	
5.紙製容器包装	84.05%	(86.07%)
6.プラスチック製容器包装	91.97%	(92.25%)

() 内は平成 1 5 年度の公表数値

(5) 業種の区分ごとに再商品化されるべき量の比率 ()

業種の区分ごとに再商品化されるべき量の比率 () は、以下のとおりに設定した。

< 表 4 >

(単位 : %)

業種の区分	ガラス製容器			P E T ボトル
	無色	茶色	その他の色	
1 . 食料品製造業	50.44 (49.03)	9.72 (9.21)	11.23 (13.19)	3.54 (3.84)
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	16.87 (16.46)	32.61 (35.56)	14.47 (10.98)	92.34 (91.95)
3 . 酒類製造業	26.65 (29.04)	8.36 (8.47)	70.17 (70.90)	4.12 (4.21)
4 . 油脂加工製品・石けん・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5 . 医薬品製造業	1.40 (1.39)	48.69 (46.14)	2.01 (2.11)	
6 . 化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	3.40 (2.91)	0.14 (0.18)	1.90 (2.18)	
7 . 小売業				
8 . その他の事業	1.24 (1.17)	0.48 (0.44)	0.22 (0.64)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

= 清涼飲料製造業

上段：平成16年度の公表数値案

下段：() 内は平成15年度の公表数値

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1．食料品製造業	38.05 (37.71)	47.85 (47.47)
2．清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	3.18 (3.17)	2.40 (2.38)
3．酒類製造業	2.16 (2.32)	0.53 (0.62)
4．油脂加工製品・石けん・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5.39 (5.44)	4.27 (4.79)
5．医薬品製造業	3.96 (3.76)	2.32 (2.16)
6．化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	3.61 (3.78)	4.96 (5.38)
7．小売業	12.35 (13.11)	27.19 (27.01)
8．その他の事業	31.30 (30.71)	10.48 (10.19)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：平成16年度の公表数値案

下段：()内は平成15年度の公表数値

(6) 業種の区分ごとの特定容器利用事業者の比率 (J)

業種の区分ごとの特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の再商品化義務量の比率は、以下のとおり設定した。

< 表 5 >

(単位 : %)

業種の区分	ガラス製容器						P E T ボトル	
	無色		茶色		その他の色		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1 . 食料品製造業	95.35 (94.44)	4.65 (5.56)	96.47 (97.02)	3.53 (2.98)	94.11 (95.22)	5.89 (4.78)	92.74 (92.55)	7.26 (7.45)
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	93.18 (92.03)	6.82 (7.97)	85.28 (88.01)	14.72 (11.99)	89.28 (91.16)	10.72 (8.84)	84.55 (82.53)	15.45 (17.47)
3 . 酒類製造業	92.63 (90.83)	7.37 (9.17)	95.88 (97.97)	4.12 (2.03)	94.62 (91.73)	5.38 (8.27)	91.38 (90.67)	8.62 (9.33)
4 . 油脂加工製品・石けん・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5 . 医薬品製造業	99.41 (99.44)	0.59 (0.56)	94.46 (95.75)	5.54 (4.25)	98.89 (98.91)	1.11 (1.09)		
6 . 化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	98.23 (98.33)	1.77 (1.67)	98.95 (98.64)	1.05 (1.36)	98.79 (98.62)	1.21 (1.38)		
7 . 小売業								
8 . その他の事業	98.12 (99.09)	1.88 (0.91)	97.43 (98.50)	2.57 (1.50)	99.34 (98.29)	0.66 (1.71)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成16年度の公表数値案

下段：() 内は平成15年度の公表数値

< 表 5 >

(単位：％)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1．食料品製造業	93.39 (94.24)	6.61 (5.76)	93.67 (94.47)	6.33 (5.53)
2．清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	87.38 (88.78)	12.62 (11.22)	93.49 (94.46)	6.51 (5.54)
3．酒類製造業	89.78 (90.71)	10.22 (9.29)	98.21 (98.18)	1.79 (1.82)
4．油脂加工製品・石けん・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	92.67 (92.92)	7.33 (7.08)	90.18 (92.79)	9.82 (7.21)
5．医薬品製造業	98.97 (99.03)	1.03 (0.97)	97.49 (97.24)	2.51 (2.76)
6．化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	98.63 (98.75)	1.37 (1.25)	93.04 (94.69)	6.96 (5.31)
7．小売業	99.57 (99.52)	0.43 (0.48)	99.43 (99.50)	0.57 (0.50)
8．その他の事業	98.61 (98.97)	1.39 (1.03)	99.12 (99.31)	0.88 (0.69)

上段：平成16年度の公表数値案

下段：（ ）内は平成15年度の公表数値

2．個々の特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等【第二段階】

(1) 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定方法

個々の特定事業者は、業種ごとの再商品化義務量（A）（主務大臣が公表）に、以下の比率（B / C）を乗じることにより、自ら、再商品化義務量を算定する。

[主務省令で定める方法により個々の特定事業者が算定]		
個々の特定事業者 の再商品化義務量	業種ごとの 再商品化義務量 (A) [【第一段階】で算定]	$\times \frac{\text{個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量 (B)}{\text{当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (C)}}$
<表 7>		

(2) 個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量（B）

個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量(B)は、自主算定方式、簡易算定方式（自主算定方式ができない場合に限る。）の2通りの算定方法を主務省令で定め、個々の特定事業者が自ら算出する。

自主算定方式

自主算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量から、

a．自ら回収する量等

b．その他容器包装廃棄物として排出されない量

を差し引いた量を排出見込量（B）とする。

(B) =	当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量 [個々の特定事業者が算定]	$- \left[\begin{array}{l} \text{当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量} \\ \text{+ 其他容器包装廃棄物として排出されない量} \end{array} \right]$	[個々の特定事業者が算定]
-------	--	---	---------------

簡易算定方式

簡易算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量に、容器包装廃棄物比率（α）を乗じた量を(B)とする。

(B) =	当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量 [個々の特定事業者が算定]	$\times \text{容器包装廃棄物比率} (\alpha)$	<表 6>
-------	--	------------------------------------	-------

(3) 容器包装廃棄物比率 (α)

容器包装廃棄物比率 (α) は以下のとおり設定した。

< 表 6 >

(単位 : %)

業種の区分	ガラス製容器						P E T ボトル	
	無色		茶色		その他の色			
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等
1 . 食料品製造業	85 (85)	100 (100)	90 (90)	100 (100)	100 (100)	95 (100)	80 (85)	100 (100)
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	70 (65)	90 (95)	55 (55)	100 (100)	85 (75)	100 (100)	85 (85)	100 (100)
3 . 酒類製造業	70 (70)	90 (95)	45 (40)	85 (85)	70 (65)	90 (90)	90 (85)	100 (100)
4 . 油脂加工製品・石けん・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5 . 医薬品製造業	55 (50)	90 (95)	70 (70)	95 (100)	65 (70)	100 (100)		
6 . 化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	95 (95)	100 (100)		
7 . 小売業								
8 . その他の事業	85 (85)	100 (100)	30 (25)	100 (60)	80 (95)	100 (100)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成16年度の公表数値案

下段：() 内は平成15年度の公表数値

< 表 6 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1．食料品製造業	80 (85)	95 (95)	80 (80)	95 (95)
2．清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	75 (75)	100 (100)	80 (80)	95 (100)
3．酒類製造業	80 (85)	100 (100)	70 (75)	95 (95)
4．油脂加工製品・石けん・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95 (95)	85 (95)	90 (90)	95 (100)
5．医薬品製造業	65 (65)	85 (90)	40 (30)	85 (80)
6．化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	85 (85)	100 (100)	95 (95)	100 (100)
7．小売業	70 (75)	95 (95)	95 (95)	80 (90)
8．その他の事業	65 (65)	90 (90)	40 (45)	55 (75)

包装（各業種共通）	70 (65)		50 (50)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：平成16年度の公表数値案
下段：（ ）内は平成15年度の公表数値

(4) 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (C)

当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (C) は、以下のとおり設定した。

< 表 7 >

(単位 : トン)

業種の区分	ガラス製容器						P E T ボトル	
	無色		茶色		その他の色		利 用	製造等
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等		
1 . 食料品製造業	292,295 (296,636)	367,456 (383,608)	32,450 (32,202)	50,839 (48,270)	13,527 (18,913)	18,562 (29,668)	11,530 (12,483)	14,168 (15,612)
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	98,293 (100,530)	116,049 (127,331)	109,810 (124,863)	190,194 (212,618)	17,354 (15,427)	23,097 (23,840)	301,233 (299,035)	378,866 (375,867)
3 . 酒類製造業	155,011 (176,955)	202,347 (250,869)	27,223 (29,386)	56,128 (44,586)	85,528 (102,755)	131,249 (179,161)	13,457 (13,679)	14,608 (16,329)
4 . 油脂加工製品・石けん・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5 . 医薬品製造業	8,170 (8,483)	12,123 (13,682)	163,463 (162,226)	242,795 (245,054)	2,424 (3,012)	3,850 (5,963)		
6 . 化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	19,779 (17,781)	14,249 (14,469)	469 (621)	522 (672)	2,290 (3,107)	1,784 (2,248)		
7 . 小売業								
8 . その他の事業	7,299 (6,979)	2,216 (2,105)	1,640 (1,551)	2,439 (1,560)	258 (982)	54 (704)		

= 清涼飲料製造業

上段 : 平成16年度の公表数値案

下段 : () 内は平成15年度の公表数値

< 表 7 >

(単位：トン)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1．食料品製造業	266,570 (279,033)	391,867 (347,994)	475,275 (448,795)	711,654 (631,873)
2．清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	21,972 (23,462)	65,005 (60,153)	23,907 (22,391)	72,069 (60,964)
3．酒類製造業	14,553 (16,717)	34,453 (33,466)	5,389 (5,899)	12,519 (12,134)
4．油脂加工製品・石けん・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	37,909 (40,516)	56,240 (52,208)	42,768 (45,332)	86,165 (72,018)
5．医薬品製造業	28,109 (28,110)	40,366 (39,707)	23,112 (20,586)	72,400 (69,441)
6．化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	24,985 (27,714)	32,697 (30,884)	49,564 (50,305)	83,892 (76,808)
7．小売業	85,988 (97,094)	116,574 (133,000)	273,199 (260,091)	212,924 (215,739)
8．その他の事業	221,499 (229,396)	464,460 (454,714)	104,435 (96,523)	175,798 (213,983)

包装（各業種共通）	166,659 (158,750)		98,296 (83,204)	
-----------	----------------------	--	--------------------	--

上段：平成16年度の公表数値案

下段：（ ）内は平成15年度の公表数値

ア) 適用除外事業者を含めた特定容器と特定包装の排出量の比率で按分 (A : B)

ウ) 適用除外事業者を含めた、特定容器を用いる事業者と製造等する事業者の販売額の比率で、該当する業種部分の面積を按分。

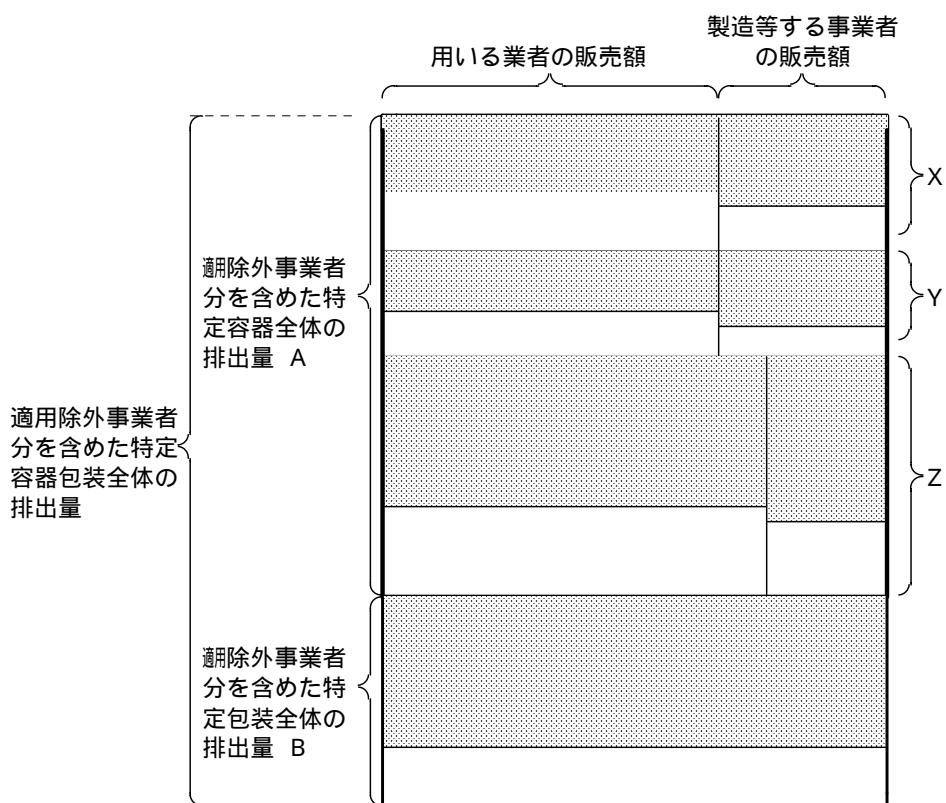
エ) 区分けされた各セル毎に排出見込量の比率で、適用除外事業者分と特定事業者分(網かけ部分)とに按分。

キ) 特定容器に係わる業種ごとに、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者に係わる網かけ部分の比率で按分。

イ) 適用除外事業者分を含めた特定容器の排出量の比率で、特定容器に係わる部分(太線枠)を按分。(X : Y : Z)

オ) 全体面積のうち、網掛け部分の占める比率

ク) 特定容器に係わる面積を1とした時の業種別比率



特定事業者責任比率

カ) 右図の全体面積のうち特定容器に係わる部分の面積の比率 (A' : B')

特定容器比率

特定容器に係わる比率 A'

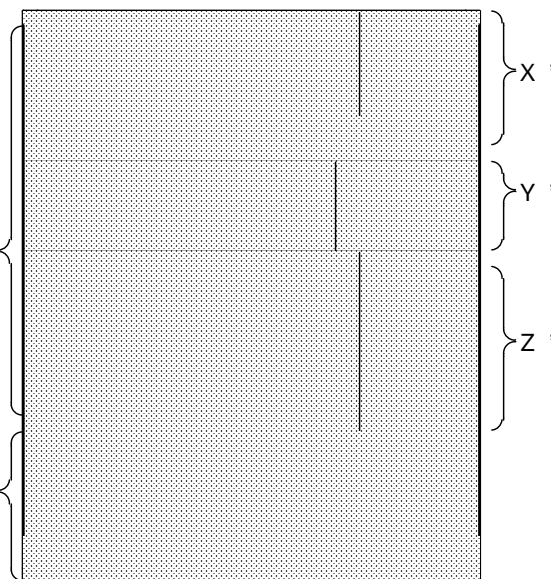
特定包装に係わる比率 B'

特定容器利用事業者比率

業種別比率

利用事業者

製造等事業者



紙製容器包装の再商品化義務総量について

1.経緯

紙製容器包装については、市町村分別収集量に占める市町村独自処理量の割合が大きい等の理由により、容器包装リサイクル法施行当初より分別収集見込み量と指定法人引取実績量の間に大きな乖離が生じていた。

一方、平成 12年度～平成 14年度までの間、国は分別収集見込み量に市町村負担比率を乗じた数値を再商品化義務総量と定めていたが、指定法人は、当該義務総量に基づき事業計画を策定するため、結果として、指定法人が特定事業者から過大に再商品化委託料を徴収する要因となっていた（過大徴収分は、次年度以降精算）。

このため、平成 15年度については、指定法人が特定事業者から過大な再商品化委託料を徴収しないようにすることを目的として、分別収集見込み量から環境省が調査した市町村独自処理量を差し引いた量に基づき再商品化義務総量を算定した。

2.平成 16年度の再商品化義務総量の算定について

環境省の調査によると、平成 16年度についても、依然、市町村分別収集見込み量に占める市町村独自処理計画量の割合が大きかったことから、平成 15年度同様、分別収集見込み量から市町村独自処理計画量を控除した量 79千トンに特定事業者責任比率を乗じて再商品化義務総量を算定することとした。

なお、その他の品目については、平成 15年度同様の理由（ガラスびん：再商品化義務総量は分別収集に基づく数値ではない。ペットボトル及びプラスチック容器包装：市町村分別収集見込み量に占める市町村独自処理計画量の割合が小さく、再商品化義務総量に大きな影響を及ぼさない。）により、市町村独自処理計画量を勘案せずに再商品化義務総量を算定することとした。

平成 16年度の分別収集見込み量及び市町村独自処理計画量

(単位：千トン)

		分別収集見込み量 (A)	Aのうち独自処理計画量
ガラスびん	無色	442	245
	茶色	381	171
	その他の色	203	54
紙製容器包装		165	86
ペットボトル		229	25
プラスチック製容器包装		629	46

出所 環境省調査

(参考)

特定事業者に対する再商品化義務総量の算定は、容器包装リサイクル法第 11条第 3項に基づき、分別収集見込み量と再商品化見込み量のいずれか少ない量に特定事業者責任比率を乗じて得た量を基礎として主務大臣が定める量と規定されている。